

第11 仮設建築物等の防火安全対策

1 用語の定義

(1) 仮設建築物等

次のアからオに掲げるものをいう。

ア 仮設工事現場事務所等

建基法第85条第2項の規定に定める工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物

※新築工事中の建物内に設置する工事現場事務所はこれに含まれないものとして取扱う。

イ 建基法第85条第6項及び第7項の規定に定める仮設興行場等

例：サーカスや演劇のための仮設建築物等

ウ 既存の防火対象物の部分にプレハブ小屋等を期間を限定して設置することにより、消防法第17条第1項及び第2項の規定に基づき設置されている消防用設備等が同規定に基づく技術上の基準に不適合（自動火災報知設備の感知器やスプリンクラーヘッドの未警戒等）となる部分。

例：建物内エントランスホールにイベント毎に設置されるプレハブ小屋等

エ 期間を限定して従前の用途と異なる使用をすることにより、新たに消防用設備等の設置義務が生じるもの。

例：通路の用に供する防火対象物の部分でイベントを行う部分

オ その他これらに類するもの。

(2) 外部の気流が流通する場所等

第2章第1節第9「消防用設備等の設置を要しない部分等」．2．(1)．第9－1表、特例①、②の特例を適用できる部分及び第9－2表に示す部分

(3) パッケージ型消火設備

必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成16年総務省令第92号）第1条に規定するパッケージ型消火設備

(4) 仮設用の自動火災報知設備

仮設建築物等を警戒するために、期間を限定して設置する自動火災報知設備で、仮設用受信機、仮設用中継器、仮設用感知器及び仮設用地区音響装置で構成されるものをいう。

2 留意事項

- (1) 「4 安全対策基準」は、「3 消防用設備等の基準の特例」を適用する仮設建築物等について指導すること。
- (2) (1)以外の仮設建築物等であっても「4 安全対策基準」を必要に応じて指導すること。
- (3) 「3 消防用設備等の基準の特例」を適用する場合は、特例申請を要しないものとする。この場合、要綱第17条に基づく消防同意調査書又は火災予防規程第34条に基づく防火対象物工事等計画届出書等の調査書に特例を適用する旨を記載すること。

3 消防用設備等の基準の特例

(1) 基準の特例を適用できる仮設建築物等

次のア及びイに該当するもの。

ア 次に掲げる仮設建築物等で、その設置期間がそれぞれに示す期間であること。

(ア) 仮設工事現場事務所等

仮設工事現場事務所等を使用する期間。

※条例第56条に基づく防火対象物工事等計画届出書にスケジュール等を添付すること。

(イ) (ア)以外の仮設建築物等

3か月以内で期間が明確であるもの。

イ 次の対策が講じられているものであること。

(ア) ITV等による24時間監視又は定期的な巡回による24時間警備がされていること。

(イ) (ア)に関わらず、夜間等で人が不在になる場合は仮設建築物等または仮設建築物等が存する部分が施錠されていること。

(2) 基準の特例

次に掲げる場所（第 11－1 図）に設置する仮設建築物等の消防用設備等は、それぞれに示す基準の特例に従い、政令第 32 条又は条例第 47 条の規定を適用し、各消防用設備等の技術上の基準によらないことができる。

ア 既存防火対象物の屋内（外部の気流が流通する場所等を除く。）

第 11－1 表

※ 仮設建築物等を複数設ける場合で、相互の離隔距離が 6 m 以下となる場合は、それらの仮設建築物等を一の仮設建築物等とみなして基準の特例を適用するものとする。ただし、仮設建築物等を設置する部分がスプリンクラー設備等の自動消火設備で警戒している場合は、この限りでない。

イ 既存防火対象物の部分で、外部の気流が流通する場所等

次のいずれかを適用する。

ア 第 11－2 表

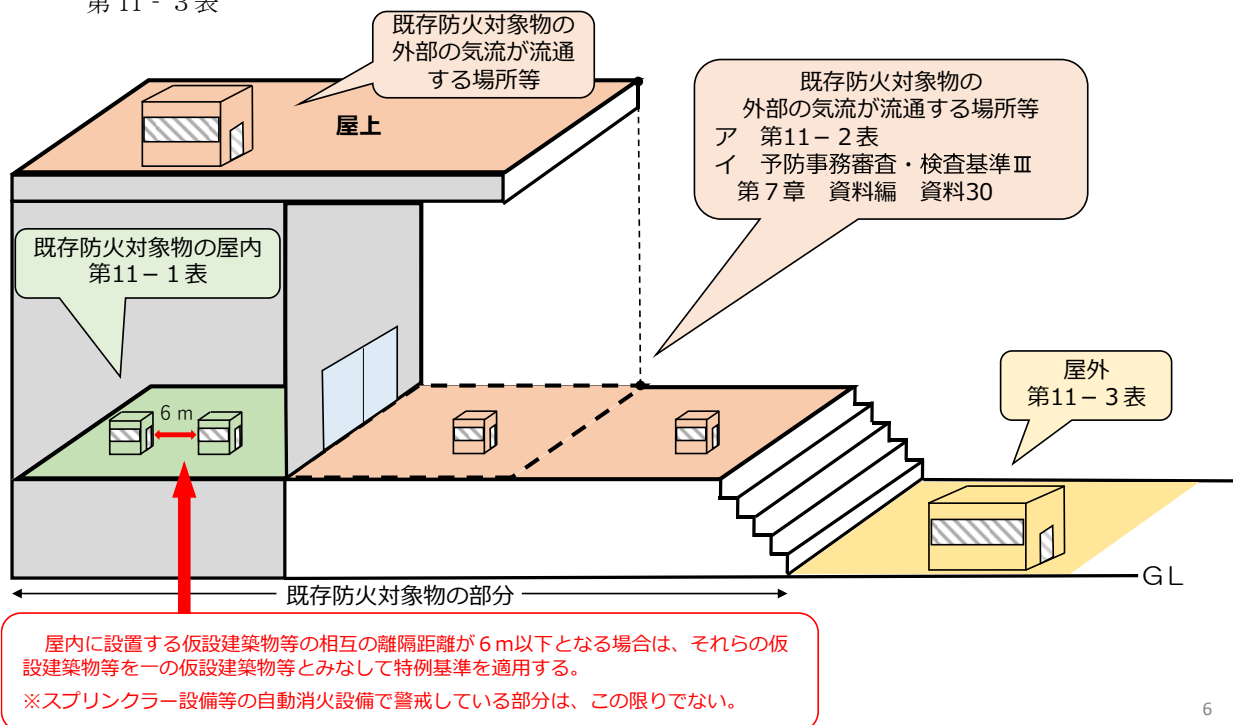
イ 仮設建築物等を独立した一の防火対象物とみなす場合

「予防事務審査・検査基準Ⅲ 第 7 章 資料編 資料 30」

ウ 屋外

第 11－3 表

 仮設建築物等



6

第 11－1 図 仮設建築物等を設置する場所

4 安全対策基準 ◆

(1) 出火防止対策

ア 喫煙管理

屋外単独の仮設建築物等を除き、喫煙所として使用しないこと。

イ 火を使用する設備又は器具の出火防止対策

ア 電気を熱源とするものを使用すること。

イ 厨房設備等は調理油過熱防止装置等が付されているものを使用すること。

ウ 放火防止対策

ア 休日、夜間等で使用しないときは施錠管理を行うこと。

イ 可燃物等を保管する仮設建築物等や常時無人となる仮設建築物等は常時施錠管理すること。

ウ 仮設建築物等の設置期間中は巡視や ITV 等により管理を行うこと。

エ 危険物品等の管理（条則第8条に該当するものをいう。）

（ア） 仮設建築物等への危険物の搬入は極力避け、やむを得ず搬入する場合は必要最小量とし、法令上の所定の手続きを行うとともに、有効な消火手段を確保する等、安全管理を徹底すること。

（イ） 危険物及び危険物品は、常に整理整頓し、不燃性の容器または不燃材料で囲まれた場所に格納し、終業時は格納したものを施錠管理すること。

(2) 初期消火対策

仮設建築物等の関係者は、設置する消火器等の消火設備の設置場所及び操作方法を把握し、火災時に有効に使用できるようにすること。

(3) 延焼拡大防止対策

火気使用設備等を使用する場合、法令等で内装制限が義務付けられていない部分についても、室内に面す

る壁及び天井の仕上げは準不燃材料とすること。

(4) 避難安全対策

ア 仮設建築物等の関係者は、屋外に至るまでの避難経路を把握し、出火の際は避難誘導すること。

イ 出火した仮設建築物等の影響のない部分を通過するよう避難誘導すること。

(5) 消防活動支援対策

ア 消防活動上の障害とならない場所に仮設建築物等を設置すること。

イ 消防用設備等の使用の障害とならない場所に仮設建築物等を設置すること。

5 その他

(1) 建築基準法令上、避難安全検証を適用している建築物の部分に仮設建築物等を設置する場合、避難安全検証上、仮設建築物等の設置が可能である場所か確認すること。

(2) 条例第56条の3（一時使用の届出等）に基づき届出された仮設建築物等は、本基準の適用対象外である。

(3) 次に係る場合は、原則として法第17条の適用が除外されていることから本基準の対象外である。

ア 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき設置される医療施設等

イ 災害対策基本法に基づき設置される避難所等

ウ 国民保護法「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づき設置される臨時の収容施設等

エ アからウまでの他、これらに類する仮設建築物等